





2011.11

# 新しい風、兵庫から

## ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

兵庫県では、平成16年10月から阪神東南部地域においてディーゼル自動車運行規制を実施しています。この運行規制に伴う各種検査結果は次の通りです。

### (1)カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行 車両のナンバープレートを撮影し違反車両である かを確認しています。



年·月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16年度 (H16.10~)	210,627	33,645(22)	9,040(4)	24,605(18)
H17年度	536,778	73,970(275)	23,999(72)	49,971(203)
H18年度	561,666	77,578(1,256)	26,309(272)	51,269(984)
H19年度	503,530	67,721(2,314)	23,879(521)	43,842(1,793)
H20年度	517,460	66,949(1,621)	21,567(283)	45,382(1,338)
H21年度	419,842	65,314(501)	21,284(115)	44,030(386)
H22年度	369,825	49,689(357)	14,904(57)	34,785(300)
H23 . 4	35,670	4,775(43)	1,348(14)	3,427(29)
*1	0.455.000	439,641 (6,389)	142,330 (1,388)	297,311 (5,051)
計	3,155,398	100% (1.5%)	32.4% (0.3%)	67.6% (1.2%)

平成23年4月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は439,641台(県内142,330台、県外297,311台)で、うち違反車両は6,389台(県内1,388台、県外5,051台)となっています。

違反車両台数の都道府県別内訳は別表1のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県が多く、4府県で全体の約44%を占めています。また、種別では事業用が約84%、自家用が約16%となっています。

カメラ検査において運行規制違反を確認した都道府県別台数(平成16年10月~平成23年4月まで)

			80た都道府県別	1 xx ( 1 /2x ·		<del>7%20   17  </del> 考	( C )
府県名	事業用	自家用	計	支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	972	366	1338	神戸	578	281	17
73(77)				<u> 姫路</u>	394 472	85 45	3
岡山県	484	46	530	<u>岡山</u> 倉敷	12	45 1	7 0
京都府	392	107	499	<del>/2                                   </del>	392	107	11
奈良県	306	132	438	奈良	306	132	13
大阪府	252	60	312	和泉	195	27	4
7 317/13				大阪	57	33	1
広島県	302	14	316	福山 広島	177 125	8	3
滋賀県	231	49	280	滋賀	231	49	3
和歌山県	210	30	240	和歌山	210	30	12
香川県	217	13	230	香川	217	13	5
愛媛県	183	6	189	愛媛	183	6	2
三重県	183	19	202		176 7	18 1	7 0
				北九州	65	7	0
2010日	454	40	407	久留米	37	3	2
福岡県	154	13	167	福岡	36	1	1
4= 11 :=				筑豊	16	2	0
福井県	146	4	150	福井	146	4	5
岐阜県	138	28	166	<u>岐阜</u> 飛騨	136	28 0	1
徳島県	108	9	117	徳島	108	9	7
		-		静岡	41	5	0
静岡県	107	13	120	浜松	38	5	1
<b>自取</b> 追				沼津	27	3	5
鳥取県	70	8	78	鳥取	70 66	8	2
山口県	68	3	71	<u>山口</u> 下関	2	0	0
<b>工川</b> 県		,		石川	64	4	3
石川県	70	4	74	金沢	6	0	0
高知県	62	2	64	高知	62	2	3
鹿児島県	55	3	58	鹿児島	55	3	3
宮崎県 富山県	54 47	6	60 56	<u>宮崎</u> 富山	54 47	6 9	1
田山不	41	9	30	岡崎	1	0	0
				名古屋	22	0	2
愛知県	51	2	F2	三河	16	1	4
复州东	51	2	53	豊橋	8	1	1
				尾張小牧	4	0	0
				豊田	1	0	1
千葉県	43	4	47	<u>千葉</u> 袖ヶ浦	18 16	1	8 15
1 未不	43	-	47	成田	9	1	9
				土浦	25	1	3
茨城県	48	1	49	水戸	19	0	1
				つくば	4	0	2
長崎県	44	2	46		29 15	1	0
熊本県	45	5	50	熊本	45	5	2
島根県	32	3	35	島根	32	3	2
長野県	45	7	52	松本	28	4	1
				長野	17	3	5
佐賀県	33	3	36	佐賀 新潟	33 21	3	1 2
新潟県	29	3	32		8	0	0
				札幌	22	2	2
				旭川	5	1	1
北海道	36	3	39	釧路	5	0	0
				函館	2	0	0
大分県	31	3	34	室蘭 大分	31	3	0 4
ハルホ	31	3		宇都宮	18	1	4
栃木県	31	1	32	栃木	8	0	1
				とちぎ	5	0	2
群馬県	24	2	26	群馬	24	2	2
青森県	15	3	18		9	1	1 2
				八尸 	9	5	3
宮城県	10	5	4	仙台	1	0	1
岩手県	10	4	14	岩手	10	4	2
				福島	10	0	8
福島県	11	1	12	いわき	1	1	0
山梨県	9	1		<u>山梨</u> 秋田	9 8	1	3
TV III III	0	ı	9	山形	6	0	1
秋田県		0	9	庄内	3	0	0
山形県	9						2
	9			熊谷	8	0	
山形県				所沢	1	0	1
山形県埼玉県	10	0	9	所沢 川越	1	0	1 1
山形県		0 2	9 2	所沢	1	0	1

### (2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫 国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両 の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確 認しています。

検査期間:平成16年10月~平成23年10月

検査回数:301回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	495 (21.0%)	20 (0.8%)
県外車両	1,857 (79.0%)	91 (3.9%)
計	2,352 (100%)	111 (4.7%)



平成23年10月までの街頭検査で確認 した車両は2,352台(県内495台、県外 1,857台)で、うち違反車両は111台(県 内20台、県外91台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表2 のとおりです。また、種別では事業用が 86%、自家用が14%となっています。

街頭検査において運行規制違反を確認した都道府県別台数(平成16年10月~平成23年10月まで) <sub>別表2</sub>

	= W =	<u> </u>	4.1		 備考	7 別表2
府県名	事業用	自家用	計	支局名	事業用	自家用
CEB	40	-	22	神戸	9	3
兵庫県	13	7	20	姫路	4	4
広島県	8	1	9	福山	5	1
<b>四</b>	0	I	9	広島	3	0
愛媛県	6	0	6	愛媛	6	0
】 大阪府	5	2	7	和泉	3	1
	5	۷	,	大阪	2	1
京都府	4	2	6	京都	4	2
岐阜県	4	2	6	岐阜	4	2
岡山県	5	0	5	岡山	5	0
和歌山県	5	0	5	和歌山	5	0
滋賀県	5	0	5	滋賀	5	0
徳島県	6	0	6	徳島	6	0
群馬県	3	0	3	群馬	3	0
香川県	4	0	4	香川	4	0
鳥取県	3	0	3	鳥取	3	0
山口県	2	0	2	山口	2	0
石川県	2	0	2	石川	2	0
島根県	3	0	3	島根	3	0
愛知県	1	0	1	名古屋	1	0
奈良県	2	1	3	奈良	2	1
三重県	1	0	1	三重	1	0
福岡県	1	0	1	福岡	1	0
佐賀県	1	0	1	佐賀	1	0
ᅔᄖᄜ	4	0	4	水戸	1	0
茨城県	4	0	4	土浦	3	0
大分県	1	0	1	大分	1	0
岩手県	1	0	1	岩手	1	0
福島県	1	0	1	いわき	1	0
北海道	1	0	1	札幌	1	0
千葉県	1	0	1	千葉	1	0
長野県	1	0	1	松本	1	0
栃木県	1	0	1	栃木	1	0
熊本県	1	0	1	熊本	1	0
計	96(86%)	15(14%)	111(100%)		-	

### (3)立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月~平成23年10月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,198	8,560 (100%)	1,087 (12.7%)	0 (0.0%)

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
荷主等	865	202 (100%)	25 (12.4%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

### (4) 高校野球応援団バス等調査

第83回選抜高等学校野球大会の開催に伴い、阪神甲子園球場に来場する 大型バス等について、浜甲子園駐車場においてナンバープレートを記録し、違反車 両であるかを確認しました。

調査期間:平成23年3月23日~平成23年4月3日の12日間

調査車両	うち違反車両
703台	1台
(延べ863台)	(0.14%)

違反車両1台の府県別内訳は、埼玉県:1台でした。 なお、運行違反車両については、その車両所有者に 対して文書で通知し、今後の条例遵守の方策について 報告書を求めました。

3月21日から開催される第84回選抜高等学校野球 大会においても、同様にナンバープレートの記録調査を 実施しますので、ご協力をお願いします。



発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078(362)3287 FAX:078(362)3966

H.P: http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.html

E-mail: mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

発行日 / 平成23年11月7日